

納豆のまち・水戸ロゴマークの使用に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、納豆のまちである水戸市の宣伝及び広報に寄与するため、納豆のまち・水戸ロゴマーク（登録番号 6724139 号として商標登録されたもの。以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の要件)

第2条 ロゴマークは、その使用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、使用してはならない。

- (1) 市の信用又は品位を害すること。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とすること。
- (4) 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者の使用に供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めること。

(使用の申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、ロゴマークを用いる印刷物、商品等（以下「印刷物等」という。）ごとに納豆のまち・水戸ロゴマーク使用（変更）承認申請書（様式第 1 号）に関係書類及び当該印刷物等の見本（印刷物等の見本の添付が困難な場合にあっては、印刷物等の写真その他ロゴマークの使用方法が分かるもの）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 茨城県納豆商工業協同組合に加盟する市内に事業所を置く事業者が使用するとき。
- (4) 水戸商工会議所が使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 茨城県納豆商工業協同組合に加盟する市内に事業所を置く事業者又は水戸商工会議所が前項ただし書の規定によりロゴマークを使用するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(使用の決定)

第4条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは納豆のまち・水戸ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第 2 号）により、承認しないときは納豆のまち・水戸ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第 3 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

(使用することができる期間)

第5条 ロゴマークを使用することができる期間は、前条第1項の規定によるロゴマークの使用の承認（以下「承認」という。）を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で市長が定める期間とする。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第7条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び方法の範囲でロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを改変する一切の行為をしないこと。
- (4) ロゴマークに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

2 第3条第2項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、前項第2号から第4号までの事項を遵守しなければならない。

（変更の申請等）

第8条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、納豆のまち・水戸ロゴマーク使用（変更）承認申請書に使用方法、使用デザインを変更しようとする場合その他市長が必要と認める場合にあつては印刷物等の見本を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の印刷物等の見本の提出が困難な場合は、印刷物等の写真その他ロゴマークの使用方法が分かるものの提出をもって見本の提出に代えることができる。

3 第4条の規定は、ロゴマークの使用の変更の申請及び当該申請に対する決定について準用する。

4 届出者は、第3条第2項の規定による届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。

（承認の取消し）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、納豆のまち・水戸ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第4号）により承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 第7条第1項各号に定める遵守事項に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が適当でないと市長が認める場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る印刷物等の回収を求めることができる。

（免責）

第10条 市長は、承認の取消しにより使用者に損害が生じることがあつても、その責めを負わない。

（補則）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代 表 者 名

納豆のまち・水戸ロゴマーク使用（変更）承認申請書

ロゴマークを使用したいので，納豆のまち・水戸ロゴマークの使用に関する要項第3条第1項（第8条第1項）の規定により，以下のとおり申請します。

印刷物等の名称			
使用目的	<input type="checkbox"/> 納豆のまち・水戸のPR <input type="checkbox"/> 商品や飲食物の販売及び販売促進 <input type="checkbox"/> イベントの誘客促進 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
使用方法	<input type="checkbox"/> 商品又はその包装への掲載 <input type="checkbox"/> 配布物（チラシ・パンフレット・名刺・販促グッズ等）への掲載 <input type="checkbox"/> 設置物（看板・店舗壁面・商品POP・メニュー等）への掲載 <input type="checkbox"/> WEBページへの掲載 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
使用デザイン	<input type="checkbox"/> カラー <input type="checkbox"/> モノクロ		
商品詳細 ※商品に使用する場 合のみ	1 販売価格（税抜）		2 販売数量
	3 販売場所		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
連絡先	担当者名： 電話： メールアドレス：		
添付書類			

備考

- 複数の印刷物等にロゴマークを使用する場合は，当該印刷物等ごとに申請書を提出すること。
- ロゴマークを用いる印刷物等の見本等を添えること。
- 承認を受けた内容を変更しようとするときは，変更理由を任意の様式に記載の上，添付すること。

様

水戸市長

印

納豆のまち・水戸ロゴマーク使用（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について，以下のとおり承認したので，納豆のまち・水戸ロゴマークの使用に関する要項第4条第1項（第8条第2項の規定により準用する第4条第1項）の規定により通知します。

印刷物等の名称	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
使用方法	
備考	
承認の条件	(1) ロゴマークの使用は，承認した使用目的及び使用方法に限る。 (2) 納豆のまち・水戸ロゴマークの使用に関する要項の規定を遵守すること。 (3) 条件に違反したときは，ロゴマークの使用承認を取り消すことがある。

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

納豆のまち・水戸ロゴマーク使用（変更）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について，以下のとおり不承認としたので，納豆のまち・水戸ロゴマークの使用に関する要項第4条第1項（第8条第2項の規定により準用する第4条第1項）の規定により通知します。

印刷物等の名称	
不承認の理由	
備考	

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

納豆のまち・水戸ロゴマーク使用承認取消通知書

ロゴマークの使用の承認について、以下のとおり取り消すので、納豆のまち・水戸ロゴマーク使用に関する要項第9条第1項の規定により通知します。

印刷物等の名称	
取消しの理由	
備考	